

令和 2 年香美市議会定例会

5 月第 2 回臨時会議会議録

令和 2 年 5 月 2 6 日 開 議

令和 2 年 5 月 2 6 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

5 月 第 2 回 臨 時 会 議 会 議 録

令 和 2 年 5 月 2 6 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議会議録

招集年月日 令和2年5月26日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月26日火曜日（審議期間第1日） 午前10時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課参事	澤田修一
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

なし

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	猪野高廣	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	大和正明		

市長提出議案の題目

議案第56号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 発議第 1 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 5 月第 2 回臨時会議議事日程

(審議期間第 1 日目 日程第 1 号)

令和 2 年 5 月 2 6 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 審議期間の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第 4 議案第 5 6 号 令和 2 年度香美市一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 5 7 号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発議第 1 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

1 1 番、山崎晃子君、1 2 番、濱田百合子君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前10時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会を再開し、5月第2回臨時会議を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、審議期間の決定についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日開会しました令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

まず、審議期間につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。

本日の臨時会議に付議された提出議案2件及び議員発議1件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決を行います。

なお、審議期間の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

議員各位の格段の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりでございます。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて11番、山崎晃子さん、12番、濱田百合子さんを指名いたします。両名はよろしくお願ひいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第56号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第2号）から日程第6、発議第1号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議を開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染に関する緊急事態宣言につきましては解除されることとなりましたが、市内経済、市民生活を初めさまざま深刻な状況が浮かび上がっております。でき得る限り対策を急ぎたいと考えておるところでございます。本臨時会議に提案をしました2件の議案は、こうしたことを踏まえての提案でございます。

議案第56号は、令和2年度香美市一般会計補正予算（第2号）でございまして、新型コロナウイルス感染拡大の中、懸命に事業を営んでこられ、頑張っておられる法人、事業者、農林業者を対象に、事業の持続化を目的に、市独自の給付制度を実施しようとするもの、そのほか必要な予算を補正しようとするものでございます。

議案第57号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、今臨時会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、議案第56号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 補足説明はございません。

○議長（比与森光俊君） 補足説明がございませんので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議案書14ページ、15ページ、先ほど市長から言われました本市持続化給付金、農林関係及び商工関係について伺うものです。

この間さまざま業者の方から話を伺うのに、3か月の平均ということについて、近隣市は1か月やのにどうしてやというふうな声がかかなりあります。私はこの点を捉えるときに、やっぱり2つの側面があると思うんです。本当に困ってる業者、さまざまなパタ

ーンがあると思うんですけど、実際のところ、これが使われない制度になってしまったらいかがなもんかと。困ってるけど回らないと。さまざまな要因があつてですね、これはもう課長なんかは認識していると思うんですけど。それと、やはり業種によるという部分もあるんですわね、業種によっては、5月の連休ずっと休んでたけど、その後お客さんがちょっと戻ってきたとかいうことで平均値になったと。そのかわり5月は4割ぐらい減少やったとか、国の制度には乗っからないけど、香美市の部分を使いたいということが往々にしてあります。

だから、この制度がそういう要因で使われなくなったら困るという部分、それと、もう一つは使われ過ぎると。使われ過ぎると言うとおかしいんですけど、使われて何ぼというもので、そういう財政措置でありますけど、やっぱりそういう部分で考えたときには、私はこの3か月というのを香南市と同様に1か月にしていく方向性が、要綱等もあわせて整備していくと言ってると思うんですけど、現状はこれで全員協議会等で話は受けたんですけどね、今後の推移を見ながら検討の余地があるんじゃないだろうかということ、一つ申し上げておきたいと思いますが。

それとあわせて、所得税法上はやっぱり所得をもって税額等を確定するというふうになります。法人事業者、青色申告者、白色申告者、さまざまなパターンがあると思います。これ申請受付が商工観光課とか農林課とかになると思うわけですけれども、実際のところはやっぱり柔軟な対応が求められると思うんですわ。基本は収支の内訳書とか確定申告書が大前提になると思うんですけど、それで不足しておったらやっぱり、もちろん売上帳もそうですし、減収に及ぶのかどうかもわかりませんが、これってかなり郵送での受付が基本となると思うんですけど、それでだめなときには来てもらってとか、電話で話るとか、さまざまなパターンになると思うんですが、やっぱりそのところが柔軟な対応を含まれた要綱の整備になっているのか、その点、ちょっと長くなりましたが、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の事業につきましては、5月8日の全員協議会で説明をさせていただきましたところであります。御質問にありました3か月の平均のところでございますと、前回の説明でも使わせていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている事業者支援をするというところでございます。事業者によりましては、毎月の売り上げが変動するといったこともあると考えております。コロナの影響であるというところを厳格化する意味でも、一定期間で判断させていただきたいと考えました。また、国のほうの制度融資でありますセーフティーネットの認定におきましても、売り上げの減少を判断する際には、3か月の期間をもって判断をしているといったところで、今回、香美市の制度は3か月とさせていただいたところであります。

そして、業種によって売り上げがと申しましたけれども、今までにまさに売り上げ減

少して大変な状況、それから、別の業種の方においては、これから売り上げが減少していくと、影響を及ぼすといったこともございますので、この事業のスパンにつきましては、1月から今年の12月までというスパンの中で事業を、その中で3か月の期間で選んでいただくことにしております。

それから、柔軟な対応というところでありますけれども、今、本日付で制度要綱を制定する予定で準備をしております。基本的には国に準じるといっても、国のほうはオンラインでの申請になっておりますけれども、その部分につきましては書面での郵送申請を原則としております。そして、質問でありますとか、申請用紙のダウンロードができない方々につきましては、窓口での対応もしていこうというふうに考えております。できる限りの柔軟な対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この制度は、やっぱりコロナによる廃業を絶対起こさない、倒産とかいうことも踏まえて考えられている部分であります。事務的な部分では国に準ずるということを言われました。国はこの間、業界団体等のさまざまな要望によって、中小業者を誰一人取り残さないという観点から柔軟な対応に移行をしております。実際さまざまな部分でね。それから、そういう部分でいったときには、市には柔軟な対応を求められるということは課長も答弁がありました。

ただ、これがもし思わく申請が伸びないときですわね。現実問題12月までであるということもあるんですけど、実際そのときに、やっぱり1か月でも丸々売り上げがなかったら、もちろん国のほうにも申請するんでしょうけれども、実際のところは、5割にちょっと届かないというレベルの方々なんかは、やっぱり市のほうになってくると思うんですわ。あと数か月たってもその売り上げ減少が回復できないと、その顧客がいないということはね。そうなったときに、この制度が多くを業者を網羅していないとなったら、やっぱり要綱の見直しも踏まえてどこかの時点で。12月までということもありますが、私は逆に言ったら、そうやって12月までで期間を切るんやったら、1月から12月までということやったら、来年の申告で前年対比の売り上げが、大体12月になったら末で事業者は数値わかりますので、5%、1割、全部でやったときに1割減少しちよったら、売り上げ1割減少でも、もうけの率にもよりますが業者というのは大変なんですよ。そういうのも基準に追加するとか、どこまでを申請期限にするのかわかりませんが、だから、多くの幅広い部分で採用できるような方法も踏まえて、考えてもらいたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

せっかくの制度ですので、困っておられる事業者の方に広く支給していきたいというのは変わらない原則でありますので、せっかくの制度が使われないということになって

は困りますので、できる限りの周知をしていきたいなと思っております。

それと、今回香美市の基準と説明させていただきましたところにつきましては、今の要綱ではそういった作り込みの中で進めていきますので、それ以外の柔軟なところについては、今ここで答えはちょっとできかねます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後です。逆に今度はいっぱい使われたときについて聞きます。

今の財政措置としては、農林水産業費のほうは国の補助金が財源ということ、それで商工費のほうは市財も当て込んで財政調整基金からということ、実際のところ、国が第2次交付金の方向もやっていくということで、かなりの金額がまた入ってくると思いますが、使われ過ぎた場合は、そのお金も充て込むというふうな発想で、使われたときには充て込んでいくという発想でいいのか、それはまた新しい制度を基本に考えるのか、そこら辺のところは、現状、お考えがまとまっていたらお答えいただきます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の財源につきましては、国の交付金を充てるということですが、配分枠がございましたので、県の協力要請のほう、それから農林水産業費のほうの事業と順番に充当していきまして、一般財源分が商工観光課のほうにも入っておるといところであります。

使われ過ぎたらということではありますが、今回の事業につきましては、早い者勝ちであるとかいったことは考えておりませんので、予算が足りなくなったときには補正で対応したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 同じく商工費のほうの持続化給付金についてですけど、その周知のことをおっしゃったと思うんですけども、できるだけ周知をしていきたいということですが、具体的にどのような方法を考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まずホームページ、それからSNSで周知をします。そして、商工会、観光協会といった関係団体にも協力を依頼したいと考えております。そして、7月の広報になりますが、そちらの紙面で広報をしていく予定であります。その他、今ちょっと内部的に考えているところでは、例えば香美市内の事業所の方にチラシなんかの配布のお願いなんかもしたいなと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 関連でお聞きします。

業者にもチラシ等をお願いというようなことをお聞きしたんですが、これ独自のチラシは作成されるということで、それについては6月の広報に折り込みはできないので、7月の広報の紙面に入れるということなんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 広報につきましては、原稿が締め切りに間に合いませんでしたので、7月広報に情報を流すということです。業者のほうにというところは、例えば以前につくりましたこういったポンチ絵であったりとか（資料を示しながら説明）、申請用紙なんかも、協力ができるのであれば、そういったこともちょっと考えていきたいなというふうには思っています。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 関連でお尋ねいたします。

この申請期間というのはいつまでをお考えでしょうか。

それともう一つ、今現在心配されていることが、第2波、第3波をマスコミなんかでも懸念されておりますが、そういったことも将来的には検討をしていくつもりでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、申請期間につきましては、6月1日から来年1月29日までの予定で作り込みをしております。

それと、2つ目ですけど、第2波、第3波のときの対応でありますけれども、今の現状では具体的なところの検討までは至っておりませんが、逆に回復していくに当たっては、いろんな計画をつくり込んでいきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 一つは財源問題で、今回は臨時交付金ということですが、臨時交付金は第一弾でしてね、私の認識では70%分がこの金額と思うんですね。残りは最低もう一回30%、これ夏以降に来ると思うんです。ですから、その認識まず聞きたいと思います。

それともう一つ、臨時交付金ですので、補助金扱いとなっておりますけど、実際これは返金の必要はない、きょう私たちの机にありましたが、こういう形で使っていける、市としては裁量権を委ねられたお金としての認識でいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今回は国の補正におきまして、1兆円の財源を用いた交付金でございまして、今回地方単独分として充当される分は、おっしゃるとおり7,000億円分が配分され、その香美市の上限額が今回補正させていただく額となっております。第2次の要望につきましては、いわゆる3,000億円に該当する部分の市町村配分がなされる。それにつきましては、単独事業ではなくて、国の一定指定する補助制度の補助裏に充てるために活用することができることが現在示されております。

それから、補助金か負担金的なものかというお話だったかと思えますけど、これはあくまで補助金という取り扱いになっております。したがって、今回の地方単独分の事業規模が限度額を仮に下回った場合は、交付金はいただけないということになります。ただし、現状では十分一般財源を乗せた規模の事業というふうにしておりますので、その心配は余りしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） このもらった資料の最後に、臨時交付金の留意点だけ書いてますよね。ですから、実際人件費とか用地費とかに使ったらだめですけど、それ以外やったら柔軟な対応でできるということですし、あした第2次の国の補正の中で、この臨時交付金が1兆円から次もう一回2兆円という話が今出ています。全部で3兆円になりますね。ですから、総額3兆円というお金を支援するという話になっていきますので、ぜひここは柔軟な対応をお願いしたいなと思えます。

そこで、周知徹底の関係等で、先ほど言ったように、これなかなか国の持続化給付金も手続が、SNSを含めてオンラインシステムでやりとりも大変ですし、相手が経済産業省ですので今まで税を扱ってないわけです。ですから、中身の本当にやりとりが大変時間かかっていまして、実際その方々のところに持続化給付金が届かないという状態がまだずっと続いているわけです。ですから、香美市の場合はやっぱり本当に手続のシンプル化が要るわけです。須崎市は自己申告方式をやって、場合によってはあなたの税の状況を調査させていただくことになりましてという確約をとらせているわけです。ですから、そういう本当に手続のシンプルな形をやらないといけないし、周知徹底の工夫が絶対要ると思えます。

そこで、周知徹底のやり方について何かもう一つ、先ほど言った商工会とかいろいろなところに置かせてもらうというのはいいですが、まずその辺、何かもう一工夫やっぱりやる必要があるんじゃないかなと思えますが、どうでしょうかね。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この制度の周知につきましては、商工観光課の中でもどういった方法があるかという

のは話し合いもしてきましたし、ほかによりよい方法があるかもしれませんので、また再度協議もしていきたいと思っております。

それと、国の持続化給付金の申請が複雑でというようなお話でありましたけれども、さきにもちょっと説明させていただきましたけれども、基本的には国に準じた方法としてはおりますけれども、郵送による書面申請方式としておりますので、その窓口、それから香北・物部両支所においても受付もできるようにしています。窓口での質問等の対応もしていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案書15ページにですね、今回、会計年度任用職員をパートで1名雇う形になっていきますけど、きのうも一律10万円の給付金の関係で、1階のロビーに8時半前から並んで100人ぐらい来ていたわけですね。ですから、今回また密をつくってしまう形になるわけですけど、どういう体制等でやるかなど。これ制度の周知徹底を含めて、やっぱり受入れ態勢というか、その辺の工夫が要ると思うんですが、どういう計画でやるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

商工観光課のほうでは、正職のほかに1名の会計年度任用職員の予算を計上しましたので、1名プラスして対応したいと考えておりまして、基本的には4階のフロア、それから4階の会議室を幾つかのブースに分けて、農林課と合同で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きします。

農業者のほうの支援ですけども、商工会で商業とか事業所のほうはアンケートなんかをとってやったんですが、農業者関係のリサーチはどのような方法でやられたというか、どれぐらいの方々から状態をお聞きした基準があって、この対象者半分というふうになっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

農業者の方々へアンケートというようなものはやってございません。JA等に聞き取りをした中で、影響を余り受けてない品目もあるようだが、価格の下落のほか、人手不足などの影響で思うような出荷ができなかったといったこともあると思われまますので、販売農家数の約半数が該当するであろうというところで予測をしているものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私のほうからも、申請につきましては、農業者も両方これからつくり込みをするということでもありますので、できるだけ申請はシンプルにわかりやすいものということで、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 農業の関係は、農協等に当然資料等置きますよね、農協等に依頼する形はとっていない？もう一つ、銀行関係に協力をいただくと一つ大きいと思います。それから、理美容店とか本当に日常生活の中で利用する人が集まるところ等に一定協力していただいて、この周知徹底をやっていくのも一つの工夫としてぜひ考えていただきたいし、農業の関係は農協はどうなのかなという。両方の資料を置いていただくようなことができるやないろうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 申請に当たって、農家さんのほうから出していただく資料について、こちらからJAのほうに依頼というのは特別しておりません。

周知につきましては、JA、それから農業委員会のほうなんかにもチラシ等を配布して、周知するように考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 以前の説明でも一応聞いていたんですけど、再度確認の意味で聞かせていただきます。

前年度比の3か月分が足りないところはどういう対処でしたかね、新しく去年の年末から始めたというようなお店に対しては、まだ売り上げ実績なんか少ないと思いますが、今、休業らもして、デリバリーらもして頑張ってるんですけど、そういうところはこの給付金にどう当てはまるのかをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今のこの制度では、去年1年の売り上げをもとに置いちょいて、後ろから今年の平均掛ける12で引き抜いたのが上限ということで考えておりますが、御質問の去年の1年に足らんというような、去年の11月からといった営業をされたところにつきましては、短い月を平均として12を掛けて、去年の売り上げにかえるといった対応で計算していきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

- 16番（依光美代子君） 農林業者への周知ですが、先ほどJAとか農業委員会、農業者のほうですけど、このこともやはり広報に載せます？載せない。
- それともう一点は、受付が6月1日からということですか。受付期間というか、その辺もお願いします。
- 議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。
- 農林課長（川島 進君） 申請期間につきましては、6月1日から来年の1月29日まで、ここは商工業版と同じです。それから、ホームページとか市のフェイスブックでの周知を行い、広報7月号での周知というところも同じでございます。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、議案第56号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。
- 日程第5、議案第57号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
- まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） 補足説明はございません。
- 議長（比与森光俊君） 補足説明がございませんので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、議案第57号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第1号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 19番、島岡でございます。

この発議は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、市民の皆様が事業の休業や学校の休校などに余儀なくされ、経済的にも精神的にもそれぞれに大変な状況にある中、その影響を少しでも支援する財源を確保するため、議員報酬の月額10%を6カ月間、総額357万円を減額するよう、条例の改正を行うものです。

（提出者朗読）

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付されました議案は全て議了しました。

審議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

提案を申しあげました議案につきまして適切なる御決定を賜り、誠にありがとうございます。コロナウイルス感染の影響により売り上げが減少し、苦しんでおられる皆さんに、まだまだでありますけれども、香美市独自の救済支援の道が開かれたことは大変うれしいことだというふうに思っております。誠にありがとうございました。

今後とも対策に力を尽くしてまいりますので、皆様方にはどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 以上をもちまして、5月第2回臨時会議を終了し、令和2年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時41分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

5 月第 2 回臨時会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月26日（火）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- （1） 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3） 市長提出議案 2件
議員発議 1件

令和2年香美市議会定例会5月第2回臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 56 号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	2. 5. 26
議案 第 57 号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 5. 26
発議 第 1 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 5. 26